

よくあるご質問

1 住民税非課税世帯

Q どのような世帯が住民税非課税世帯の支給対象となりますか。

A 基準日(令和4年9月30日)において、同一の世帯に属する者全員が、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯又は市の条例で住民税均等割が免除されている世帯です。ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって住民税均等割が課されていない者を含む世帯は、対象外となります。

Q 生活保護世帯も住民税非課税世帯の支給対象となりますか。

A 支給対象となります(医療扶助等のみで生活保護制度を利用している世帯も含む)。ただし、世帯全員が、住民税が課税されている方の扶養親族等になっている場合(税法上の課税扶養)や基準日時点で生活保護が停止となっている場合は対象外となります。

Q 租税条約に基づく免除を受けたことにより、住民税均等割が課されないことになった者は、住民税非課税世帯として支給対象になりますか。

A 租税条約に基づき、課税を免除された結果、均等割の額が0円となった者を含む世帯は、本給付金の対象となりません。(家計急変世帯に対する給付金も同様。)

Q 刑務所等の矯正施設等に入所している被収容者等も対象となりますか。

A 支給対象となります。ご親族等で、ご不明な点がある方は、コールセンター(050-3644-9007)までお問合せください。

Q ホームレス等でいずれの市町村にも住民登録がない方は対象となりますか。

A 基準日の翌日以降に住民登録があれば支給対象となります。非課税世帯臨時特別給付課(088-856-6935)までお問合せください。

Q 住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯とはどのようなものでしょうか。

A 例えば、親(課税)に扶養されている親元を離れた大学生(非課税)や、別居の子(課税)に扶養されている親の世帯(非課税)などの世帯をいいます。

Q 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除くとありますが、当該非課税世帯の中に課税されている者の扶養親族ではない者が1人でも含まれていれば、支給対象となりますか。この取扱いは、生活保護世帯についても同様ですか。

A 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている場合には、支給対象外となります。(生活保護世帯についても同様です。)

(例)世帯主Aと配偶者Bの高齢者夫婦のみ世帯(住民税非課税)の場合

	支給可否
① ABともに子C(課税)の扶養となっている	支給対象外
② Aのみが子C(課税)の扶養となっている	支給対象
③ Aが子C(課税)、Bが子D(Bを扶養することで非課税)の扶養となっている	支給対象

Q 市外にいる子(課税)の扶養となっている場合でも支給対象外ですか。

A 課税者の居住地に関わらず、世帯全員が課税者の扶養となっていれば対象外です。

Q 基準日後に世帯分離をした場合、給付はどうなりますか。

A 世帯は、基準日(令和4年9月30日)において判定するため、基準日後に世帯分離をしても別世帯として対象にはなりません。

Q 非課税とはどの税金のことですか。

A 住民税(市県民税)の均等割です。

Q 令和4年度住民税はいつの所得で判定されますか。

A 令和3年1月～12月までの所得により判断されます。

Q 令和4年度住民税非課税世帯として給付金を受給した後、修正申告により、令和4年度住民税が課税となった場合、どうなりますか。

A 修正申告の結果、令和4年度住民税が課税になった場合、本給付金の支給対象外となるため、既に受給している場合は返還いただきます。

Q 確認書はいつごろ届きますか。

A 令和4年11月14日(月)から順次発送いたします。
※郵送の都合上、確認書がお手元に届くのは令和4年11月16日(水)以降となります。

Q 非課税世帯への給付金は、いつ振込まれますか。

A 令和4年12月上旬頃から支給開始予定です。
提出書類に不備等がなければ、提出から約2~4週間後に支給する予定です。

Q 生活保護を受給していますが、この給付金は収入認定されますか。

A 収入認定されません。

Q 高知市以外に住民登録をし(市外に住民票があり)、高知市で生活保護を受給している世帯はどうしたらよいでしょうか。

A 基準日において住民登録している市区町村へ個別に問い合わせ、手続きをすることになります。

Q 令和3年度又は令和4年度高知市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯当たり10万円)を受給した世帯にも支給されますか。

A 高知市価格高騰緊急支援給付金は新たな給付制度となりますので、令和3年度又は令和4年度高知市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受け取られている世帯でも、支給対象要件を満たす世帯であれば受給できます。

2 家計急変世帯

Q 予期せず家計が急変したことは、どのように確認するのですか。

A 予期せず家計が急変したことは自己申告により確認します。該当世帯は、簡易な収入(所得)見込額の申立書の、「予期せず家計が急変し収入が減少した」ことの確認欄へチェックいただきます。

Q 定年退職により収入(所得)が減少し、非課税水準となる場合は、家計急変世帯として申請することは可能ですか。また、年金の支給は、通常2か月に1回ですが、年金が支給されない月を任意の1か月とすることはできますか。

A 定年退職による収入の減少や年金が支給されない月の収入は、予期しない収入の減少には該当しません。
なお、定年退職や自己都合退職後に、予期せず再就職が難しくなり、当該影響がなければ得られていたはずの収入が得られなかった場合は、予期せず家計が急変したものに該当します。

Q 家計急変世帯の申請はどのように行えばよいですか。

A 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ郵送で提出いただきます。
申請書の様式等の詳細は決まり次第、ご案内いたします。

Q 家計急変による申請に必要な添付書類について、給与明細を勤務先からもらえない場合や、自営業の場合など、挙証資料がない場合はどのように申請すればよいでしょうか。

A 預金通帳の写し等の収入が確認できる書類を添付してください。どうしても挙証資料がない場合は、予期せず家計が急変し住民税均等割非課税世帯相当の水準となったことの詳細について記載した申立書を記入し、添付してください。

Q 令和4年10月1日以降に高知市へ引っ越してきました。家計急変世帯はどの自治体へ申請すればよいですか。

A 家計急変世帯は申請日時点で住民登録のある自治体で申請のため、高知市で申請いただけます。ただし、引越し前の自治体で、住民税非課税世帯として本給付金を受給している場合は対象外です。